

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 14 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日		平成 28 年 6 月 3 日（金曜日）		開会 9 時 57 分		閉会 12 時 12 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田				事務局	竹谷事務局長
		議長、副議長					菊田副主幹
欠席委員							藤井書記
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。						
	(1) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について						
	(2) 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例について						
	(3) 石狩川滝川地区水害タイムライン検討会について						
	(4) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードについて						
	(5) 中空知広域市町村圏組合理約の変更について						
	(6) ふるさと納税寄附状況について						
	(7) たきかわホールの今後の運営について						
	(8) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例について						
	(9) 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例について						
	(10) 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例について						
	(11) 平成 28 年度一般会計補正予算について						
	(12) 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第 1 体育館耐震改修工事等）						
	(13) B＆G熊本震災義捐金の支出について						
	(14) 岩橋ふるさと北辰振興会の法人化について						
	2 第 2 回定例会以降の調査事項について						
別紙調査項目のとおり決定した。							
3 その他について							
なし。							
4 次回委員会の日程について							
正副委員長に一任することとした。							
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦							

平成28年6月2日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成28年5月16日付け滝議第27号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中 島 純 一
総務部次長	高 橋 一 美
総務部総務課長	鎌 田 清 孝
総務部総務課長補佐	橋 本 英 昭
総務部総務課長補佐	小 畑 力 也
総務部総務課係長	松 本 智 康
総務部総務課係長	須 藤 公 夫
総務部総務課防災危機対策室長	千 葉 豊
総務部総務課防災危機対策室係長	青 山 格
総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部財政課長	堀之内 孝 則
総務部財政課長補佐	田 上 智 章
総務部財政課係長	万 年 英 人
総務部財政課主任主事	小松田 愛
産業振興部駅周辺整備課長	加 地 幸 治
産業振興部駅周辺整備課係長	林 裕 樹

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田 中 嘉 樹
教育部社会教育課長	景 由 隆 寛
教育部社会教育課長補佐	吉 住 晴 美
教育部社会教育課係長	土 橋 真由美
教育部社会教育課係長	石 黒 靖 久
教育部社会教育課美術自然史館長	小 山 淳

(総務部総務課総務係)

第14回 総務文教常任委員会

日 時 平成28年6月3日(金)
午前10時00分～
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《総務部》

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について | (資料) 総 務 課 |
| (2) 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例について | (資料) 総 務 課 |
| (3) 石狩川滝川地区水害タイムライン検討会について | (資料) 防災危機対策室 |
| (4) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードについて | (資料) 防災危機対策室 |
| (5) 中空知広域市町村圏組合理約の変更について | (資料) 企 画 課 |
| (6) ふるさと納税寄付状況について | (資料) 財 政 課 |

《教育部》

- | | |
|--|-------------|
| (7) たきかわホールの今後の運営について | (資料) 社会教育課 |
| (8) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例について | (資料) 社会教育課 |
| (9) 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例について | (資料) 社会教育課 |
| (10) 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例について | (資料) 社会教育課 |
| (11) 平成28年度一般会計補正予算について | (資料) 社会教育課 |
| (12) 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事等） | (資料) 社会教育課 |
| (13) B&G熊本震災義捐金の支出について | (資料) 社会教育課 |
| (14) 岩橋ふるさと北辰振興会の法人化について | (資料) 美術自然史館 |

2 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第14回 総務文教常任委員会

H28. 6. 3 (金)10:00～

第一委員会室

開 会 9:57

委員長 ただいまから第14回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席しております。正副議長の出席をいただいております。傍聴として、木下議員、東元議員が出席しております。報道としては、プレス空知の傍聴を許可しております。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入ります。

(1)、(2)、(5)、(8) から (12) までが議案関連となっておりますので、ご留意をお願いいたします。

それでは、(1)、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明を求めます。

(1) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

小畑課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして(2)、滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

(2) 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例について

松本係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして(3)、石狩川滝川地区水害タイムライン検討会について説明を求めます。

(3) 石狩川滝川地区水害タイムライン検討会について

青山係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして(4)、陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードについて説明を求めます。

(4) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードについて

千葉室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 これは、実行委員会主催でやられているということで、行進の内容ですけど

も、被災地支援で自衛隊の方々が今回も現地で活動されていて、そういったことをパレードで示されることが、私は市民が望んでいる姿かと思います。ところがパレードはそういう装備ではないということで、実行委員会の中ではどのような話がされているのかお伺いしたいと思います。

それと、今回は観閲する場所はどこに設けられるのか、どのような範囲で交通規制がかかるのか伺います。

千葉室長

まず服装ですが、去年は迷彩服でしたが、ことしにつきましては制服で歩行するとお聞きしております。そのほか車両についてはオートバイ、それから自衛隊の特殊車両も含めてと聞いております。

観閲場所につきましては、久保会医院の駐車場の横のところに観閲台を置きまして、そこで観閲するということで聞いております。あと、交通規制につきましては、国道451号から本町1丁目通り線、パレードする道路を中心に南北に1丁、その道路の南北の部分、国道からパレード行進に向かっていく部分を通行どめということで、時間については8時から12時までと計画をしております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(5)、中空知広域市町村圏組合規約の変更について説明を求めます。

(5) 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

深村課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

現状把握という範囲で質疑をしたいと思うのですが、償還される見込みということで、どの程度の金額で償還される見込みか伺います。

深村課長

平成27年6月に実は償還になっております。額面6億円がそのまま戻ってきたということで、現在はたきかわ農協に普通預金で預託している状況です。

清水

基本的にこれを処分する場合、どのような比率で行われる予定なのかお伺いいたします。

深村課長

まず、先ほど普通預金と言ったのですけれども、定期預金で現在預け入れをしております。

比率ですけれども、当初の出資割合、出資限度比率に基づきまして滝川市であれば30パーセントで償還が見込まれるということでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(6)、ふるさと納税寄附状況について説明を求めます。

(6) ふるさと納税寄附状況について

堀之内課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

資料の1ページ目ですが、寄附目的別分析が平成27年度の項目なので、28年度の項目を確認させてください。

2点目は、4番目の図書館の環境整備で、2,437万3,000円。滝川市の図書購入

費は平成28年度500万円が予算ということで、寄附も含めて前年度までの1,000万円ぐらいを確保できるという答弁がたしかありました。それで、2,437万円は図書館の環境整備ということで、もちろん学校図書も含まれると思うのですが、これを全部図書費に使うということで確認してよいのか、またそれは一気に使わないで中期的、長期的に使うということなのか伺います。

3点目は、寄附目的としてこういうものはだめというようなことが通達等に出されているのか伺います。

堀之内課長

まず、平成28年度の寄附項目でございますが、内部で整理させていただきまして、件数が少ないというものについては少し整理をしたいと思い、5番の岩橋英遠、北辰の森をやめさせていただきたいということと、新たに病院の関係で目的を設けたいと考えております。その目的にあわせまして、ふるさと納税の返礼品をどうするかということもありますけれども、病院の関係で少し応援していただくようなことを考えたいと思っております。

それから、図書館の関係ですが、2,400万円という非常に多額のご寄附を賜っておりますが、毎年図書購入費については一定の金額を置きまして随時更新していつております。その年度で一気に全てを入れかえるということにはなりませんので、そういう意味では一気に使わないで毎年きちんと適切にこの寄附金を充てていきたいと。ですから、少しでも長くいろいろな本が購入できるように考えていきたいと思っておりますので、寄附をいただいたからその年度、翌年度に全部当初予算で寄附金を入れることは考えていません。

それと、寄附目的について、総務省等から目的についての縛りというのは特に今のところはありません。

清 水

恐らくことしも同じ目的で、同じ程度が入る可能性がありますよね。そうすると、一方で予算は500万円だが、実際は目的、寄附で2,000万円以上入ることが例えば3年間続くとします。しかし、使い方は長期的に使うという話になると、寄附した方の目的とずれるのではないかと。最低でも図書館移転の1,000万円というものから下がっているわけです。目的、寄附がふえたにもかかわらず、実際の購入費は下がっている。矛盾という言葉を使うのが適切かどうかはわかりませんが、整合性はないのではないかなと思うのです。先ほどの答弁のような中長期的に使うという答弁でいいのか、もう一度伺いたいと思います。

堀之内課長

まず、2,400万円は返礼品を差し引かなければならないので、全額は使えません。ですから、大体50パーセントの1,200万円ぐらいということですが、実は平成26年度末が70万円ぐらいで、爆発的に伸びたのが27年度、28年度の当初予算で700万円を充当しました。清水委員がおっしゃるように、今後も図書購入が極めて高い目的になっていくということもございます。そこは、予算の時期に適切に判断してまいりたいと思います。今の段階でこれが来年は倍になると仮定はできませんし、平成28年度の寄附状況もこれからなので、29年度当初予算に向かってある程度見えてきた段階でまた適切に考えていきたいと思っております。

清 水

こういうことが政府あるいは自治体関係者で議論になっていないのかということ、何かというと、道内という上士幌が約10億円、ことしも当然いくだろうという新聞報道がありましたし、本州でも伊豆半島だとか、やはり10億円単位なのです。人口5,000人の町で15億円というところもあるのです。それで、余りにも格差があり過ぎるので、制度を見直すというような議論というのは全くないのか、それとも幾らかあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

堀之内課長

政府の考え方については、今のところ特に表に出てきているものはないと思います。一部個人的な感想が入るかもしれませんが、例えば多いところだと、間違いなく和牛には勝てません。ブランドの和牛については、全然太刀打ちできません。これに立ち向かっていくのは、無理だろうと思っています。和牛がだめということではなく、総務省としては地産地消、いわゆる地元でとれたものを寄附していただく方の心に思いを寄せてそれにお返ししましょうということですから、そういう意味では本当に地域の特産品というのは重要視されていくのだらうと思います。ですから、格差があることについては、これは我々もいたし方ないと思っていますし、国もそこは一定の理解を示しているのだらうと思います。ですから、我々もアイガモ、ジンギスカン、米など積極的にPRして、滝川市の知名度を少しでも上げて、寄附額の格差に負けないように頑張っていきたいと思っています。

委員長
本間

ほかに質疑ございますか。

先ほどの清水委員に対する答弁についてなのですけれども、寄附目的別分析の4番目で中長期的にと答弁されましたよね。私は、中長期的で正しいと思うのです。今後ふえるかもしれないし減るかもしれない。だから、いずれにしても基本はそこにあるべきであって、その都度判断すると思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、平成28年度の状況で、4月、5月が出ていますけれども、27年度はどんな金額だったのか伺います。

堀之内課長

寄附額の状況が平成27年に伸びたので、そのように映ったと思いますが、予算のときには一気にということまではいけないと思っていますし、考え方は変わっていません。

それと、平成27年4月は267件で366万円、5月が107件で178万円となっておりまして、合計が374件で544万円ですので、28年度は今の段階で300万円近くいくのだらうと思います。

委員長
柴田

ほかに質疑ございますか。

先ほどの清水委員と財政課長のやりとりを聞いて、冷静な分析をすべきではないかという観点でお聞きしたいのですが、要するに寄附金額の構成としては1万円から2万円未満、件数で3,700件。1万円程度の寄附をして、それでは何に使ってくださいというときは、どういう考え方が生まれるかというと、当然高額なものを自分の1万円の寄附で実現する可能性は余りないわけですから、そうなれば2,000円、3,000円程度の図書とか、そういうものの購入にと人間の心理というのは流れていくと思うのです。だから、今の議論で図書の経費に充てるというところをがんじがらめに考える必要もないし、あくまでもやはり寄附金額の構成を見る場合には少額の寄附において果たされる役割というものを寄附者が求めているという程度におさめておかないと、ここにあるお金は全部使わないとだめだというような変な認識を我々が持ってもいけないと思うのですけれども、財政課長、どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

堀之内課長

ふるさと納税全体の寄附金額を全体で考えたときには、どこに振り分けるというのは厳密に図書費だけに幾らと計上しているか、全体を考えると今のご議論も十分わかるのですが、基本的には寄附者のご意向も重視しなければならないので、寄附目的に沿った予算の充当というのは、これはしていかなければならないと思っています。ですから、全て全額一円たりとも最後までずっといくの

かという意味のご質疑であれば、そうではないのですけれども、寄附目的というのはやはり重要であります。それは、滝川市に対してこういう目的で使っていただきたいという寄附者のご意向は、ふるさと納税だけではなくて通常の寄附も同様に同じ考え方に立っておりますので、そこはそういった形でのご理解をいただければと思います。

柴 田

そのとおりだと思います。ただ、傾向としてそのようになってしまうと。ここにお金が集中してしまうのではないのかといったところは、分析をした上で今後先ほど清水委員とのやりとりの中でもあったのですけれども、そういう傾向があることを念頭に置いて、しっかり目的を持って、その表現の仕方も含めてやらないとだめだと思うのですが、もう一回お聞きします。

堀之内課長

幅広く寄附していただくようにというご意見だと受けとめて、寄附目的にも、今すぐこれにしますということではないのですけれども、検討していきたいと思っております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

渡 邊

寄附目的の中にふるさと応援、大空への夢をというキャッチコピーがありますが、寄附される方というのはやはりこの文言にインパクトがあるかないかで寄附の目的を決めると思うのです。そこで、先ほど5番目を廃止、新たに病院の支援を求めるようなことを答弁で言われたと思うのですけれども、では市立病院に対する何かインパクトがあるようなキャッチコピーというか、フレーズというのはあるのか伺います

堀之内課長

病院の部分ですが、インパクトがあるようなということですが、地域の基幹病院の医療環境の充実をという寄附目的で始めさせていただいております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

本 間

寄附目的分析の中で、2番のスカイスportsの振興、國學院大學北海道短期大学部の教育振興等、また、なくすとといった岩橋英遠芸術の振興は、実は滝川市内のものではあるけれども、滝川市が直接手を下すものではない分野で、団体のものに対するふるさと納税を求めるという項目に見えるのです。こういうことは目的をはっきりするとそこにしか使わないということになる。いろいろある中で寄附目的としては適切ではないのではないかと見てしまうのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

高橋部次長

スカイスports及び國學院大學ということで、他団体とおっしゃられましたけれども、基本的に行政の中でスカイスportsであれば観光、それから國學院大學の振興であれば奨学金等の中身で國學院を支援していくことが滝川市の行政運営ないし滝川市全体の振興につながっているということでございます。具体的には寄附の目的をどうするかというのは、それぞれ毎年度必要な予算の中で議論をさせていただくことになると思いますので、この金額がそのまま団体に行くと、そういう形で考えているものではなくて、あくまでも滝川市が必要とする予算の中でこれらの事業を推進していく、後押しをしていくかなりの予算化が図られるものと考えております。

本 間

基本的にはやはり団体を経由していかなければ使用できないように見えるものも多いです。例えば、今特にこの中でなくすとおっしゃった岩橋英遠芸術の振興、北辰の森というものもありますけれども、これは任意団体だったのですよね。そういうものに対して項目を設けているということとどうしても同じに見えてしまうし、今後について考えていただきたいのは、例えば市長にお任せの

中で、実はそういうことに使いたいお金があるということであれば、それは当然執行しても構わないと思うのです。ただ、この寄附目的というものは先ほど柴田委員がおっしゃったような、結局ここに集中するだとか、いろんな問題点がここに秘められているということを非常に感じたので、この寄附目的というものを考え直していただくということはあるですか。

高橋部次長

寄附目的につきましては、事業とか、どのように滝川市を振興していくかという中で、なおかつ特色のあるものを寄附者の方々にお示しをして、滝川市がこういう行政を行っているということに対して寄附をしていただくということも必要だと思っております。本間委員がおっしゃるようないろいろな観点から寄附目的を検討していく必要はあると考えています。ですから、それは決まっているから動かさないとか、そういうことを考えているわけではございません。

本 間

要するにそういう観点も加味して、見直すお考えはありますかということです。例えばスカイスポーツの振興に220万円ぐらだから、それだったら何となく上手に使えるかもしれないけれども、これが2,500万円も残ったら大問題になるというようなこともある。だから、結局答弁でおっしゃったけれども、団体を経由しないでそのお金を使い切るということは絶対にあり得ないと思いますが、そういうことを加味して見直すことはお考えですか。

高橋部次長

お話があったような観点でも、見直すことは検討する必要があるとは考えております。ただ、従来そらぶちキッズキャンプへの寄附というものがあったのですが、あそこは今申し上げたとおりの状況になっておりました。それについては、やはりそらぶちキッズキャンプが法人化されて、そこに対して直接寄附を受けられる団体になったということから、この項目から外しているという経過もございますので、そういうことも総体的に考慮しながら、寄附項目については検討させていただきたいと思っております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

報告済みといたします。

ここで所管が入れかわりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 10:54

委 員 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育部より(7)、たきかわホールの今後の運営についての説明を求めますが、事前にたきかわホールの今後の運営についての検討内容等につきましては、この内容に至る経緯について、滝川駅前再開発ビルの状況を皆さんに承知いただくことが必要ということで、まずその説明をいただきます。その後、たきかわホールの今後の運営についての説明を受けますが、駅前再開発ビルの現状報告についての質疑は、総務文教常任委員会ではお受けいたしませんので、各委員の皆さんよろしく願いいたします。

それでは、説明を求めます。

(7) たきかわホールの今後の運営について

林 係 長

(別紙資料に基づき説明する。)

景由課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

本 間 それでは、この資料3番目の今後の対応について、8月末までの状況を踏まえて一定の方向性を判断するということですが、これはどのような状況を見きわめるのか、どのような要素を判断するのか。例えばエレベーター保守とか、そういうことに対する状況の判断なのか、いわゆる単年契約になるのかどうか、その条件はいかなものなのかということなどを確認するということなのかについて伺いたいと思います。

景由課長 状況的には保守点検もすぐに切られるという状況にはないということで確認をしておりますが、保守点検で何かがあれば切られてしまう。切られた状況というのは何かふぐあいを持ちながら運行しているという状況ということになると思いますので、そういった状況が公共施設としてサービスを提供するのにふさわしい状況かどうかということが一番大きな点になってくると考えております。

本 間 8月までに参考資料の中の必要な修繕がされないと思われるので、その中の単年契約として条件を付したいということがあるのです。ここが不明確なのですが、例えばどんな条件だと把握されていて、8月までにそのことを解明していくのかということです。だから、例えば保守は1年契約にしたら1年間は必ずやるのか。例えば故障してしまったらそこで切ってしまうという条件だったりするのかもしれない。そういうことをお聞きしたいということです。

景由課長 現在教育委員会で把握している情報、駅前周辺との情報交換の中で把握をさせていただいておりますけれども、ここで想定される条件というのは今委員がおっしゃったとおり、何か起きたときにはその場で切ります、もう保守の責任はとれませんということが条件になる公算が高いと把握しています。

本 間 例えば8月末までにその結果が出ないという可能性があるのかということと、その場合はどうされるのか伺います。

景由課長 当然そのようなことが想定されますけれども、市としてもいつまでも協議を続けていくということにはなりませんので、そこではきちんと判断をするということしていきたいと思います。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

清 水 まず、平成29年度から予約を受け付けるかどうか、予約を受け付けないということは閉鎖するということとイコールですが、その結論をいつまでに出すのか。8月末までの状況を踏まえてとありますが、その判断をいつまでに行うのかというのが1点です。

2点目は、エレベーターが使えない、つまり3階に行く方法というのは車で来る人は上からおりてくるので、終わった後階段を上というのは必ず必要なのです。私が言いたいのは、人気施設、ハードの充実した施設、これを多少使いづらくなるけれども、使うという判断も当然あり得ると思うのです。そのようなことも考慮しなければならないだろうし、またもし使えなくなったとしたら、代替施設はどこにするのかということも必要になる。例えば新十津川のゆめりあを使ってください、そのためにゆめりあに行かれる場合は何らかの補助をしますよとか、そういったことも検討しなければならないだろう。今2つ言いましたけれども、エレベーターが使えない場合、どんなことを考慮して判断するのか伺います。

景由課長 まず、いつまでに判断をするのかというご質疑でございますけれども、今はつきりいつまでということはこの場ではお答えできないのですが、先ほども申し上げた状況で、9月以降余り延ばしてしまうとご利用される方にご迷惑をおか

けするという状況は把握してございますので、なるべく早い段階で判断をさせていただきたいと考えております。

それと、3階に行く方法はあるのではないかとこのところでございますけれども、ホールをご利用される方、観客としてご利用される方については当然そのような方法もあろうかと思っておりますけれども、催しを行うほうにつきましてはかなり厳しい状況になるのであろうなということもございまして、そういったところも総合的に判断しなければならないなということでございまして。その代替施設につきましては、委員がおっしゃるようにゆめりあ等というのも想定をされます。それに対する補助というのはちょっと今の段階ではお答えはできませんけれども、たきかわホールが休止となったときに生まれてくる財源等も考慮しながら考えていかなければならないと押さえております。

清 水

ここで聞きしておきたいのですが、たきかわホールのリニューアルが行われたのは十二、三年前だったと思うのですが、当時1億6,000万円ぐらいの歳出があったと思います。例えばそのときの起債があるのであればいつまで残っているのか。それとの施設用途廃止の関係、またそれだけかけた施設ということと、使う主催者にとってエレベーターが使えない、エスカレーターでは大変だというようなことが、かなり断定的に聞こえたのだけれども、税金をかけた施設をどのように無駄にしないかということもあるわけで、2点伺いたいします。リニューアルのときの資金でございまして、たしかNTTB資金という無利子の貸付資金を使っていたと記憶しておりますが、これについては完済をしているということでございまして。

景由課長

それと、今の移動手段、物品等の運搬手段ということになるとは思いますが、現実的にはかなり厳しいというお声を聞いておりますので、なかなか厳しい状況ではあると思います。

清 水

市民への周知はどのタイミングでどのように行うのか、また関係団体への説明はかなり早い段階でされると思うのです。公開された以上、きちんと説明することが逆に生ずるわけです。もっと詳しくという問い合わせが来るようなときには、やはりこれまでたくさん使っていた団体、個人の皆様にはきちんとどうですかと、ここがなくなったらどうしますかというようなことも話を聞きながら判断をしていくということが必要だと思いますが、一般市民、また関係利用者への説明、意見の聞き取りはどのタイミングでどのような方法で行われていくのか伺います。

田中部長

少なくとも今年度いっぱい使えるわけですから、これについては問題ないと。ですから、先ほど説明しましたがけれども、8月末までに一定の判断をするということです。ですから、その判断がどういう判断になるか、それによって説明の方法も違ふと。しかし、それは聞き取り云々というよりは、ここが仮に使えなくなるとすれば、来年以降使えませんよというのは広く周知するというところで、個別に云々というのはなかなか今の段階ではお答えのしようがないというところでは。

清 水

公共施設を使ってきた人たちは、この施設があるからずっと繁栄して、スキルが上がってきたとか、そういうこともいろいろあるわけではないですか。そういう人たちに今こういう状況が起きていると。あなたたちだったら、次の代替施設としてどんなところを使いますか、あるいはどういうことで困るとか、もし閉鎖になるのであればこういうことを要望したいというようなことを、聞く

中で判断をしていくと。判断というのは、施設が使えなくなった場合、そのかわりの公共サービスを保障しなければならないということでもあるわけです、1億数千万円もかけた施設ですから。そういう点でやはりできるだけ早いタイミングできちんと利用者の皆さんに意見を聞くということは必要ではないでしょうか。

田中部長

意見をお伺いするというのは、さまざまなやり方があると思います。今まで使ったところに全て聞くのかと、そういうことにもなりませんので、やはり文化連盟など恐らく使うであろうと思われる団体はありますから、そういうところにはそれなりの説明というのは想定しますけれども、全ての人にということは余り考えておりませんので、ご意見として伺っておきます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

続きまして、(8)、滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例について説明を求めます。

(8) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例について

石黒係長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

副委員長

シーズン利用で許可を受けた人、教育委員会規則で定めるボランティア活動を行うと。これは、ボランティア活動が数回あるのでしょうか、何か家庭の事情とかで出られないとか、そういった理由で出なかった場合、何かペナルティーがあるのですか。

石黒係長

現在設定を予定しておりますのは、ボランティア活動につきましてはシーズン前に1回の清掃活動を予定しております。その出欠状況に応じまして次年度以降のシーズン利用券の許可について判断したいとするものでございます。

副委員長

1回のボランティア活動と。では、それに参加した人はシーズン券を買える、参加しない人は買えないという判断でいいですか。

景由課長

おおむね今委員がおっしゃったような形で、シーズンの始まる前にこの費用設定をさせていただいて、そこで判断というか、要件のあるなしを確認させていただくということにさせていただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水

前回委員会で資料要求したのについてですが、まず、トイレの場所はそれぞれ男女2カ所ずつですよね。この2カ所というのは何人用トイレなのかということが1点。

そして、管理棟についてはいつ予算を出されようとしているのか、またその規模についてお伺いをしたいと思います。

景由課長

トイレの数ですが、現状検討中でございまして、大会等も考えながら設定していかなければならないと考えてございます。管理棟につきましては、基本的には移動が可能なものということになりますので、リースを想定しております。予算自体は新年度ということで想定しておりますが、契約が前段必要になれば当然債務負担行為について補正しなければならないなということで、今契約部門と調整をしています。あと、規模につきましては、これも予算協議を踏まえてということになりますが、想定としてはスーパーハウスでいいですよ、2連

棟から3連棟ぐらいの大きさで、あくまで想定でございます。
 委員 長 ほかに質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 報告済みといたします。
 続きまして、(9)、滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。
(9) 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
 (別紙資料に基づき説明する。)

石黒係長 説明が終わりました。
 委員 長 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 報告済みといたします。
 続きまして、(10)、滝川市文化センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。
(10) 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例について
 (別紙資料に基づき説明する。)

土橋係長 説明が終わりました。
 委員 長 質疑ございますか。

清 水 (11)の資料で出てくるのですけれども、仕切るための費用が書かれているのですが、もし試行したけれども、余りうまくいかないということで、仕切ることがなくなった場合は、助成金の活用はそれで終わると思うのですけれども、その場合はその助成金はそれでいいのかということが1点。
 あと、こういうことはずっと前から話としてはあったのです。今このタイミングでという状況について伺いたいします。

吉住課長補佐 まず、パーティションの30万円ですが、寄附です。教育行政にという市民の皆様からのご寄附をもとに買わせていただきます。
 それから、仕切るということは、市民の皆様からのご要望ということもございましたので、特に500席のホールというようなご要望も多く、ただ料金が非常に高いので、料金と席数に見合った料金であれば使いたいというお声があり、今回試行的に実施をさせていただきたいと考えております。

清 水 パーティションで仕切った場合、音響に対する影響はどんなものですか。
 吉住課長補佐 これも試行といいますか、1,100席を基本としました音響設計になっていますので、直接の音または反響してくる音は当然ながら1,100というようになっていますのですけれども、これも利用されている方々がこの3分の1でも音響的に十分対応できる、十分音楽を楽しめる、歌を楽しめる、そのようなお声があれば、ぜひともそのような形で利用していただいて、その結果をもってこのような利用方法が可能か、1年間で実験的にやらせていただきたいと考えております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 報告済みといたします。
 続きまして、(11)、平成28年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(11) 平成28年度一般会計補正予算について
 (別紙資料に基づき説明する。)

吉住課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

小山館長

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(12)、工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事等）の説明を求めます。
(12) 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事等）
(別紙資料に基づき説明する。)

石黒係長 説明が終わりました。
委員長 質疑ございますか。

柴 田 第1体育館の内部改修で、アリーナ床全面張りかえが入っているのですが、第2体育館は床の張りかえはしていないですね。ぎしぎしした音が床を踏むと鳴っているのですが、第2体育館の床の張りかえというのは予定していないということなのでしょうか。

景由課長 第2体育館につきましては、基本的に安全性を確保するというコンセプトでさせていただきまして、基本的には耐震化の工事をするということでご理解をいただいていたと思うのですが、第1体育館については利用者の利便性についても向上させるということで改修したいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして(13)、B&G熊本震災義捐金の支出について説明を求めます。
(13) B&G熊本震災義捐金の支出について
(別紙資料に基づき説明する。)

石黒係長 説明が終わりました。
委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして(14)、岩橋ふるさと北辰振興会の法人化について説明を求めます。
(14) 岩橋ふるさと北辰振興会の法人化について
(別紙資料に基づき説明する。)

小山館長 説明が終わりました。
委員長 質疑ございますか。

本 間 まず、出捐金等寄附金についてですが、昭和61年と62年に500万円と1,000万円の寄附を受けていて、これは当時桜並木の造成に使ってしまったのか、どうなのかということが1つ。
それから、平成2年に法人として発足すべきとして出捐金1,000万円。平成3年5月10日出捐となっていて、これまでの主な経緯の中の平成3年4月、桜並木の造成と地域の文化振興を目的としたふるさと北辰振興会を設立しているにもかかわらず、このときに法人にしなかったが、何か理由があるのかということ。
それから、平成10年10月に事業の縮小を決定している。桜植樹事業の完了によるということで、出捐金1,000万円というものが既にずっとあるのかどうかのかわかりませんが、これは法人として発足すべきとして単純に1,000万円

を出捐したとしたら、この1,000万円はこの時点でどのように処理されるべきだったのか、どのように処理されたのかということ。

それから、当初の出捐金と寄附金のところの平成3年5月の寄附2,500万円の岩橋家及び関係者7名により2,500万円の寄附の趣旨の中に岩橋英遠芸術作品の収集、集約化ということがあり、そういう趣旨だったということでございますので、一番最後のところの今後の活動の中の定款の事業名の中に3項目岩橋英遠の作品収集や調査研究に関する事業、作品収集となっているのですが、事業内容の中はその項目は岩橋英遠に係る聞き取り調査となっているのですけれども、これは実態としてはどういうことなのか伺います。

小山館長

昭和61年と62年の桜並木造成のために寄附をいただいたものについては、桜並木造成に使われたということでございます。

これまで出捐すべきとして平成2年から既に出捐金をいただいているのにもかかわらず、これまで法人化に至らなかったのかということでございますけれども、これにつきましては平成3年、発足した当時は各種事業を自主的に推進させていくという組織自体の体力といいますか、体制がまだ整っていなかったということに加え、一時期活動が休止したことにより、法人化がとまってしまい、今日まで遅くなってしまったというのが主な理由でございます。

続きまして、活動が一時休止、縮小されたときも結局ふるさと北辰振興会につきましてはそのまま継続で残っておりまして、なくなったわけではございません。振興会の定期の中に出捐金が残っていたというような状態で、出捐金についてはそのまま残っていたということであります。

作品収集に関するご質疑でございますが、岩橋英遠に関する聞き取り調査ということで、作品収集とは整合性がないということでございますけれども、作品収集に関しまして神奈川県相模原市にまだ岩橋家がありまして、岩橋家のアトリエには日本画の作品ですとか、資料がまだたくさんあるところでございます。今後可能であれば、振興会を通しましてその貴重な作品や資料が散逸するのを防ぐという意味で調査、聞き取りを含めさせていただきます。一カ所に集約しておくと思われる資料も、いろんなところにばらばらになると資料としての価値が薄れてしまいますので、そのような資料を選んだり、または購入したり、いろんな視野を勘案し、将来を考えながら聞き取り、作品収集などを進めていくということで、書かせていただいた次第でございます。

本 間

誤解をしないで聞いてほしいのですけれども、このことに反対をしているとかどうこう言うことではないですし、岩橋さんの芸術に関する振興についてはしっかり行うべきだと思うのですけれども、ただ過去に行っていたことをしっかりとしていくところがあるのではないかということについて聞きたいと思います。平成3年に法人として発足すべきとして出捐したものが平成10年に縮小しているのにもかかわらず、預金の中にあつたからそのままにしておいたと。というのは、確かに出したものだけでも、この法人として発足すべきと書いてあることはどの程度の重みを持っていたのかということもあると思うのですが、そこら辺の認識についてお答えいただきたいと思います。

景由課長

出捐金ですので、目的を持って出捐をさせていただいているということでございます。委員がおっしゃるように出捐金につきましては法人として発足するためにしか使えないと市としても認識しておりますし、それは北辰振興会もそういう共通認識であったがゆえに手つかずで残していただいていたと思います。活動が

再び活発化されたということで、当初で発足すべきなのですから、それがそういう経過があって今決断をしたということで、市としても認識をしているところでございます。

本 間 最後に、関連しているので聞きますけれども、今後の活動の中で作品収集を行うとなった際に、美術自然史館に保管するかと思いますが、その際の美術自然史館のあり方とか、そうしたことも深く関係してくる重大な問題の一つではないかと。その大事なものを持ってきて、どこかに置いておくというわけにはいかないのです。そこら辺の考え方、北辰振興会とのやりとりというのはどのようなになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

小山館長 今本間委員がおっしゃったように、作品の収集と美術自然史館の今後のあり方については本当に密接な関係があると思います。今現状で申しますと、日本画ですからどうしても湿度と温度管理が必要となってきます。現在でいいますと、滝川市内においてそういった湿度や温度管理を一定にできる収蔵庫については美術自然史館だけということになっております。一応、いつ北辰振興会が購入するかはまだ現状では決まっていないのですけれども、仮に購入された場合は一旦美術自然史館に置くというのは日本画の性質を考えると置かざるを得ないということになります。

本 間 先ほどの文化ゾーンの考え方と非常にリンクしなければならない重要なポイントになってしまうと思うのです。これを受け入れて本当にいいのかどうかというか、受け入れるためにどうするのかということと、それから全体像をどうしていくか。要するにこれからの金銭的な、予算的な問題とかも含めてそこら辺のことはしっかりと話し合っていていただきたいと思いますと思うのですけれども、考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

吉住課長補佐 今年度市民会議も含めまして、文化ゾーンのあり方、集約をするのか、当然ながら施設の存廃、いろいろなことを検討していきたいと思います。当然ながら美術自然史館は、作品の収集につきましても現在収集されている作品もあわせて今後責任を持って滝川市が保存し続けていくのか、それとも次の道を探るのか、それらも含めて今年度につきましましてはきちんと方針を立てていきたいと考えております。当然ながら北辰振興会にも作品収集のお考えがあるのであれば、今後の美術館のあり方につきましてもあわせて打ち合わせをしながら、双方がきちんと調整ができるような仕組みにしていきたいと考えております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

清 水 本間委員の質疑でほとんどのことが聞かれましたので、NPO法人のことについてお伺いしたいと思います。これから設立させるということではあるのですけれども、理事の構成や理事長はどういう方になるのか。また、今の質疑の中から出捐金の3,500万円が財産として残っていると思うのですが、それを確認したいと思います。

もう一点は、やはり空調がきちんとした施設があるから集めてくるということで、場合によってはそれで収集を始めたなら、もう美術自然史館が改築も含めた形になっていくということがあるので、そのようなことも含めて検討されるという話だと思いますが、一方でNPO法人がつくられていくということですから、今の段階できちんと伝わっているのかということもお伺いいたします。

小山館長 最初に、理事の構成でございますけれども、今現在北辰振興会の役員の方がそのまま理事になる予定になっております。その際、相談役については岩橋家の

方にも出ていただいて、相談役になっていただこうと調整しているところでございます。あと、3,500万円の出捐金につきましては、今現在は北辰振興会の定期預金の中に含まれている状態です。

あと、仮に振興会で先に収集したときに美術自然史館に置いてもらえるかどうかという話ですけれども、今現在ではとりあえず日本画の性質上、先ほども言ったようにまずは美術自然史館に置くというのがこれは既定の事実ということで、お話はしているところでございます。

清 水

英遠先生の作品をどこかできちんと保存していかなければならないということは、これはもう当然のことだと思います。ただ、今の滝川市のような財政厳しい自治体がそれを担うのかどうかというのは、ここが考えどころだということは教育委員会も当然把握をされているから先ほどのような答弁が出てきたと思うのです。ただ、今後NPOを管理運営されていく理事の方、また、顧問として岩橋家、今の時点での話で預かりますという話をしておいてしまうと、後でもし例えば札幌の業者に保管してもらいます、あるいは道立の施設に保管してもらうというようなことに仮になった場合に、話が違うのではないかということにならないように、今そういう話をきちんとしてもいいかと思うのですが、そのあたりのニュアンスが伝わっているのか、伝えているのかということです。もし伝える気があるのならば伝わるような話の仕方をしないと、やはり伝わらないのです。わかってきているだろうと思うだけではまずいと思います。今のご意見はもっともだと思いますので、十分に協議していきたいと思います。ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

田中部長
委 員 長

委 員 長

報告済みといたします。

委 員 長

2 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

それでは、第2回定例会以降の調査事項につきまして若干の変更がございますので、事務局から報告お願いいたします。

竹谷事務局長

本年4月1日から、国際課がこれまでの総務部づけから、産業振興部づけになったことに伴い、本委員会閉会中調査項目の「4、友好親善都市及び国際交流について」を「4、友好親善都市について」に改めたいと思いますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

委 員 長

ただいま事務局から説明があったとおり、確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、そのように確認いたします。

委 員 長

3 その他について

委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

4 次回委員会の日程について

それでは、4、次回委員会の日程につきまして正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

以上をもちまして第14回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 12:12